

# 建築設計等委託業務成績評定標準採点表活用マニュアル

【参考資料】

平成24年7月

## 本参考資料について

本参考資料は、建築設計等委託業務成績評定標準採点表活用マニュアル（以下、「マニュアル」）及び業務成績評定に関連する内容のうち、  
「評定点の減点基準」、  
「成績評定結果の情報公開」、  
「プロポーザル方式及び総合評価落札方式における成績評価の活用」  
について国土交通省における運用例を示したものです。マニュアルと合わせて必要に応じてご参照ください。

## 1. 評定点の減点基準について（マニュアル 5-1、5-2 関連）

○指名停止等の措置が執られた場合等の評定点の減点基準について、**通達**※で以下のとおり示されている。

### ■業務履行中又は完了時に生じた事由による減点

#### 【通達】（抜粋）

（業務履行中又は完了時に生じた事由による減点）

第6 対象業務の履行中に**受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置がとられた場合**は、当該業務の**総合点に対して、表-3により15点まで減点することができる**。

また、業務の完了の通知があった時点で、プロポーザル方式又は総合評価落札方式における技術提案の内容のうち**契約図書に反映された技術提案の内容が、受注者の責めにより実施されていない場合**は、当該業務の**総合点に対して、3点を減点する**ものとする。この場合において、第7に該当するときはこの減点のほかに第7を適用することができる。

表-3 指名停止等の措置がとられた場合等の減点基準

区分	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
減点数	5点	10点	15点

#### 【マニュアル】（抜粋） 参考

##### 5-1 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点

対象業務の履行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置がとられた場合は、当該業務の**総合点に対して、減点**することができる。

また、業務の完了の通知があった時点で、プロポーザル方式又は総合評価落札方式における技術提案の内容のうち契約図書に反映された技術提案の内容が、受注者の責めにより実施されていない場合は、当該業務の**総合点に対して、減点**するものとする。この場合において、5-2に該当するときはこの減点のほかに5-2を適用することができる。

※ 「地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領の運用」  
（平成19年3月30日 国営建第147号）

## ■業務完了後に生じた事由による減点

### 【通達】（抜粋）

（業務完了後に生じた事由による減点）

第7 対象業務の成果品に、当該業務の受注者に起因する重大な誤謬・欠陥が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、**瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合は、当該業務の総合点に対して、表－4により20点まで遡って減点することができる。**

表－4 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合等の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による瑕疵修補又は損害賠償の実施
減点数	10点	20点

### 【マニュアル】（抜粋） 参考

#### 5－2 業務完了後に生じた事由による減点

対象業務の成果品に、当該業務の受注者に起因する重大な誤謬・欠陥が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合は、当該業務の総合点に対して、遡って減点することができる。

## 2. 成績評定結果の情報公開について

○成績評定結果の情報公開について、通達<sup>※</sup>で以下の内容が示されている。

### 【通達】（要約）

#### ◇公表の内容

- ①成績評定通知書
- ②成績評定通知書に関し、通知を受けた者からその説明を求められた場合の書面及びそれに対する回答の書面

#### ◇公表の時期

- ①成績評定通知後速やかに
- ②回答書面の発信後速やかに

#### ◇公表の方法

閲覧に供する方法  
(閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。)

#### ◇公表の期間

指名通知（指名競争（公募型競争入札・簡易公募型競争入札を含む。）に付した場合）、または選定通知（プロポーザルに付した場合）、もしくは契約締結（随意契約によった場合）をした日の属する年度及びその翌年度

---

※ 「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成14年9月5日 国官会第1211号 国地契第34号）

### 3. プロポーザル方式及び総合評価落札方式における成績評価の活用について

○運用ガイドライン※において、プロポーザル方式の選定段階及び特定段階、総合評価落札方式の指名段階と入札段階において、評価の着目点の1つとして「成績評価」を設定（下記例参照）。

※成績評価に応じて「評価点」が決まり、  
「評価のウェイト」に「評価点」を乗じたものが参加者の得点となる。  
【得点】 = 評価のウェイト（配点） × 評価点（係数）

【評価項目のウェイトの設定例】（プロポーザル方式（特定段階）の場合）

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト
資格	専門分野の技術者資格	5
技術力	同種又は類似業務の実績	10
	成績評価	10
	CPD取得単位	10
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	8
	業務の実施方針	12
	評価テーマに対する技術提案	45
合 計		100

【評価点の設定例】（「成績評価」関係部分）

評価の着目点	判断基準	評価点
平成〇年〇月〇日以降【標準として過去5年とする】に契約履行が完了した〇〇発注の〇〇業務【業務成績の相互利用機関と適用対象を記載】の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）	① 75点以上の実績がある。	1.0（加点）
	② ①、④以外の実績がある。	0.5（加点）
	③ 実績がない。	0.0（0点）
	④ 65点未満の実績がある。	-1.0（減点）

※ 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成23年6月）

<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/201106/110630guideline.pdf>